

医療機関へのお願い

日頃は保育所の保育行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。保育所では、食物アレルギーのある乳幼児に対して、食物アレルギー対応給食を提供しています。食物アレルギーの子どもが増えている中、これらの対応を適切に行うためには、乳幼児の食物アレルギーについて医療機関における正確な診断を把握し、一人一人の実態に合わせた対応が必要であると考えております。

さて、このたび、食物アレルギーについて給食対応が必要な場合に、保護者から保育所に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）」（参考様式）を提出していただくことにいたしました。つきましては、上記様式を保護者が持参いたしましたら、食物アレルギーの検査・診断の結果に基づき、記入をお願いいたします。なお、「診断・検査に関しては、保険の適用になること」や「上記様式の作成には文書料が必要になること」については、保護者に伝えてありますのでよろしくお願いいたします。

令和2年1月20日
株式会社パーソンズ
はな保育室とくしげ駅前
0568-65-7160